

公共施設再編整備対策特別委員会会議録

令和7年3月11日

寒 川 町 議 会

出席委員 横手委員長、橋本副委員長

山上委員、山田委員、茂内委員、柳田委員、馬谷原委員、吉田委員、黒沢委員
岸本議長

説明者 三橋総務部長、杉崎財産管理課長、芳賀主査

高橋教育次長、奥谷教育政策課長、千野副主任、明珍指導主事

案 件

1. 寒川町公共施設再編計画の改定におけるパブリックコメント実施結果の報告について
(総務部財産管理課)
2. 寒川町立小・中学校適正化等基本計画（改定版）（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(教育委員会教育政策課)
3. 寒川町公共施設等総合管理計画の進捗状況報告について
(総務部財産管理課)
4. その他

午後1時15分 開会

【横手委員長】 皆様、大変お疲れさまでございます。ただいまより公共施設再編整備対策特別委員会を開催いたします。

まず案件に入る前に、本日で東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から14年が経過しました。この東日本大震災により亡くなられた方々に、衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。寒川町議会では、本日、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく黙禱を捧げたいと思います。

それでは、皆様、大変申し訳ありません。ご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙禱)

【横手委員長】 黙禱を終わります。ありがとうございました。

それでは、ご着席ください。

続きまして、当委員会の正副委員長につきまして現在内定の段階ですので、改めまして当委員会で正式にご承認いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、改選後初めての委員会になりますので、一言、正副委員長として就任のご挨拶をさせていただきます。

改めまして、このたび公共施設再編整備対策特別委員会委員長という大役を仰せつかりました横手旭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、橋本副委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

【橋本副委員長】 このたび公共施設再編整備対策特別委員会副委員長という大役を推挙いただきました橋本修一です。委員長をサポートし、よりよい委員会に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【横手委員長】 この任期中委員の皆様のご協力によりまして、スムーズに委員会を進めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件につきましては、お手元に配付のとおりであります。案件1から3及びその他の4件でございますが、次第のとおり順次進めてまいりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。また、本日は改選後初めての特別委員会でありますので、まず休憩の中で担当部署の職員の紹介をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 それでは、暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次第に沿って順次進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

案件1、寒川町公共施設再編計画の改定におけるパブリックコメント実施結果の報告について及び案件2、寒川町立小・中学校適正化等基本計画（改定版）（案）に係るパブリックコメントの実施結果について、一括して説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 それでは、当特別委員会には3件の案件が提出されておりますが、まず1つ目、2つ目、パブリックコメントでございますが、再編計画の改定と学校適正化計画の改定につきましては、同時期にパブリックコメントを開催し、住民説明会も合同でさせていただきましたので、合同でのご説明とさせていただきます。説明につきましては、財産管理課杉崎課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 それでは、資料に基づきまして、寒川町公共施設再編計画の改定におけるパブリックコメント実施結果の報告についてご説明いたします。恐れ入ります。タブレット資料01－1資料1をご覧ください。寒川町公共施設再編計画改定版（案）パブリックコメント実施結果をご覧ください。今回の募集期間は、令和6年12月23日から令和7年1月24日までの33日間で実施しました。資料配布場所は、役場本庁舎をはじめ、こちらに記載のとおりで、ホームページにおいても閲覧可能としておりました。意見の提出状況は、1名の方からご意見の提出があったものの町外在住の方であったため、意見募集の対象外でありました。

寒川町パブリックコメント手続に関する規則第2条において、パブリックコメント手続とは、町として意思決定を行うに当たり、計画に対して町民から意見等を広く公募するものと定義されております。また、自治基本条例第3条において、町民とは、町内に住み、働き、または学ぶ者、町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体と定義されております。これらのことから今回町外在住の方からいただきました意見に関しましては、パブリックコメントの意見募集対象外という扱いになります。

なお、過去にもパブリックコメントの意見募集に対して町外在住の方からご意見の提出がありました。が、今回の事例と同様に意見募集の対象外との結果を公表しております。

以上がパブリックコメントの実施結果の報告となります。

続きまして、1月に実施いたしました町民説明会の結果概要に関しまして説明いたします。恐れ入ります。タブレット資料01ー2資料2の計画改定における説明会の概要資料をご覧ください。今回開催した町民説明会は、公共施設再編計画及び寒川町立小・中学校適正化等基本計画の改定に関する内容で、町と教育委員会と合同で開催したものととなります。

資料の6分の1ページの中ほどより説明いたします。開催日時は、令和7年1月18日土曜日と19日日曜日で、両日共午前の部と午後の部と計4回開催いたしました。開催場所は、18日土曜日が南部公民館、19日日曜日が役場別館3階の会議室、日曜日に関してはオンラインでの同時配信も実施いたしました。参加者は、開催4回の合計で10名、うち2名がオンライン参加者となっております。また、説明会后町ホームページにおいて、町民説明会と同じ内容の説明動画をアップし、1週間の掲載期間における再生回数は89回という結果となりました。

6分の2ページ以降は、説明会においての質疑応答を記載しており、再編計画及び学校適正化計画それぞれの改定内容に対する反対意見はございませんでした。そのほかの質疑応答内容は後ほどご確認いただければ幸いです。

町民説明会に関する説明は以上となります。

公共施設再編計画改定版（案）に関しましては、パブリックコメントと町民説明会において修正を要する意見が出なかったため、12月会議説明内容のとおり確定させていただきたいと考えております。

なお、参考資料を4つ提出しておりますが、これらは公共施設再編計画改定版の概要版、本編、工程表、対策実施費用のそれぞれの資料となっており、12月に議会に報告した内容とほぼ変わらない内容となっております。令和7年度当初予算編成作業と次年度からの第2次実施計画策定作業との整合を図るため、若干の計上金額の変更等がありますものの、計画全体の方針に影響を及ぼす事項ではないため、このままの内容で確定させていただきたいと考えております。

私からの説明と報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 奥谷教育政策課長。

【奥谷教育政策課長】 それでは、私から、引き続きまして、案件2番、寒川町立小・中学校適正化等基本計画（改定版）（案）に係るパブリックコメントの実施結果についてご説明させていただきます。資料につきましては、タブレット資料に係る資料として、02ー1から02ー7までご提出させていただきますが、02ー2から02ー7までにつきましては、パブリックコメント実施時の資料となりますので、本日は02ー1実施結果に基づきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1の募集期間ですが、令和6年12月23日から令和7年1月24日までの33日間で実施いたしました。3の意見の提出状況等でございますが、意見提出者数2名、意見総数2件でありました。

ページをおめくりいただきまして、いただいた意見の要約となりますが、意見番号1については、「統合して学校までの距離が長くなる場合、自転車通学になるのか、それとも徒歩なのか、小学校低学年は登校班なのか。最近は何事もない世の中で冬は、陽が短いので中長距離を歩かせるのは心配です。」という意見要旨でございますが、この意見に対する町の考え方といたしましては、本計画改定版（案）30ページ、こちらのページには今後の検討及び配慮事項として、通学時の安全について記載しているページとなります、に記載のとおり、近隣自治体の自転車通学の状況を踏まえ、また本町の交通事情を加味し、十分な安全対策を確保できるか否かについてしっかり確認の上、自転車通学についても他の通学手段とともに導入の可能性について検討を進めてまいりますとしております。

次に、意見番号2番については、「D案がいいと思います。理由は寒川中学校付近の子どもが減る推計があるからです。東中学の南方には線路を挟んで広く住宅地があり、その方々も寒川中学では遠くなってしまう。」という意見要旨でございますが、この意見に対する町の考え方といたしましては、最新の人口推計では、南西部地域の児童生徒数の減少は緩やかな状況となっております。また、学校再配置案については、本計画改定版（案）の26から27ページ、こちらについては、寒川町立小・中学校適正化等の結論を記載したページとなりますが、に記載のとおり、通学距離のみならず、地域コミュニティの活動の場や災害時の避難所等の地域の配置バランス等も考慮した上で選定しておりますとしております。

いただいたご意見は、こちらの2件となりますが、いずれも本計画改定版（案）に記載し、説明している内容となりますので、ご意見を受けて計画案の修正等を行った箇所はございませんでした。

次のページには、提出されたご意見の原文を記載しております。

最後に、今後のスケジュールですが、本委員会の後3月の教育委員会定例会で改定版を確定していく予定でございます。

私からの説明は以上となります。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 1点お伺いします。このパブリックコメントは、公共施設はゼロ件で、教育の方が2件、学校ですね、ありました。このまま確定させて進めてしまうということなんですかね。今後柔軟に変更でなくこのまま進めてしまう、要するに学校でいえばB案で、350億円かけて6校更新、そのままこの案で進めてしまうのかどうかお伺いします。

【横手委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 今回パブリックコメント、あるいは町民説明会を受けまして、修正を要する意見等はございませんでしたので、現時点ではこのまま進めていくこととしております。再編計画の7つの基本方針の7つ目、最後のほうに、社会情勢の変動が激しい時代ですので、エビデンスの検証は常にしていくという形で進めておりますので、原理原則としては総合計画実施計画の期間である4年に合わせて本計画の改定も考えておりますが、場合によっては社会情勢変動が大きい場合は柔軟に改定して

いきたいと考えております。

【横手委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。社会情勢の変化、例えば災害があったとか、財政的な影響というのが大きいかなとは思いますが。財政推計が基になってつくられていると思うんですけど、350億円かかります。そのまま財政推計どおりに進めれば、令和27年度には将来負担比率が90%近くになると財政推計には書かれています。財政推計の将来負担比率の計算の根拠となっているのが、公債費残高165億円となっています。しかし、将来負担比率計算式の中では、公債費残高プラス債務負担行為プラス退職負担プラス下水道繰入れなどがあるんですよね。公債費残高というのは、借りる地方債の額で計算されているので、それを基に計算されているのは分かるんですけど、令和27年度の債務負担行為だとか、下水道繰入れだとか、退職負担というのは分からないので、その分は入れていないと思うんですよね。例えばなんですけど、今現在令和5年度決算では72億円地方債残高があります。だけど、債務負担行為、下水道繰入れ、退職金負担を入れるとプラス50億円ぐらい実は借りている状態です。つまり令和27年度には、公債費残高以上のものというのは確実に借りているはずだと思うんですね。そうすると数値はもっと悪いのが現実だと思うんですけど、そういった財政状況とかを勘案して4年後も随時柔軟に、一応この案で決定なんですけど、随時柔軟に財政状況とかを見ながら変更していくということによろしいでしょうか。

【横手委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 エビデンスの見直しは常に進めていきたいと考えております。

【横手委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。あと1点なんですけど、パブリックコメントを出すに当たって根拠となっているところで一番の問題というのは、令和29年度以降の償還額が18億円になるというところだと思います。現在10億円ぐらい払っていますよね。これを家計に例えると、月10万円ローンで払っているのが18万円になるようなものなので、かなりの財政負担だと思います。その1.8倍になるということは、払う額が1.8倍なので、その分だけ福祉に使えないということですよね。だから一番の課題というのは、令和29年度以降だとは思いますが。しかし、令和29年度以降は財政推計はまだ出ていません。27年度までしか出ていないんですね。本来一番大変な時期の財政推計が出ていない状態で今プランをつくられていると思うんですけど、今後4年間に一番課題となる令和29年度以降の財政推計をつくりながら公共施設再編というのを考えていくのか、その方向性をお伺いします。

【横手委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 委員おっしゃるとおりの形で推計の見直しを進めていきたいと考えております。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでした。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、案件３番目、寒川町公共施設等総合管理計画の進捗状況報告についての説明を求めます。
三橋総務部長。

【三橋総務部長】 では、最後の案件になります。寒川町公共施設等総合管理計画の進捗状況報告についてでございます。これまでも定期的に議会にご報告していた案件でございますが、特別委員会にご報告させていただきます。引き続き杉崎課長よりご説明いたします。

【横手委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 それでは、資料に基づきまして寒川町公共施設等総合管理計画の進捗状況報告についてを説明いたします。今回の報告及び説明は、公共施設再編計画のPDCAサイクルに基づき行うものとなります。資料の説明順が前後いたしますが、恐れ入ります。資料４と７の寒川町公共施設再編計画進行管理表をご覧ください。

こちらは、計画期間中における施設別の対策を進行管理するツールとなっており、全施設各年度の実施事項を実績として追加するものとなっております。令和７年度からの再編計画が改定され、記載内容が変更となるため、令和６年度以前のものが資料４、資料７が令和７年度以降のものとなっております。改定を挟むため進行管理表が２つに分かれております。

続きまして、資料２と５をご覧ください。再編計画進捗状況管理シートとなります。こちらも同様に改定を挟みますことから、各施設の対策実施費や取組事項などを記入するシートとなっております、資料２が令和６年度以前、資料５が令和７年度以降のものとなっております。

本日の説明に関しましては、これらの個別の内容を説明いたしますと時間を要しますことから、別に作成いたしました概要版資料を用いて説明いたします。

恐れ入りますが、資料１寒川町公共施設等総合管理計画の進捗状況についてをご覧ください。それでは、資料１の36分の２ページ目次をご覧ください。この資料における説明と報告は、目次に記載のとおり６点となります。１点目が、公共施設再編計画について、２点目が、公共施設再編計画の基本方針について、３点目が、令和６年度取組状況について、４点目が、公共施設再編計画改定版の基本方針について、５点目が、令和７年度の計画概要について、６点目が、公共施設再編計画の改定方針となります。

続きまして、資料は36分の４ページをご覧ください。本日説明事項の１点目となります公共施設再編計画についてとなります。町での公共施設再編計画の位置づけですが、資料で図示しましたとおり、町の最上位計画であります総合計画の下、公共施設マネジメントのための総合管理計画と再編計画を位置づけ、計画に基づき個別施設ごとに対策実施事項を計画的に実施、検討を行う体制となっております。

続く５ページをご覧ください。こちらは計画に基づく庁内の推進体制となります。町では、計画を推進していくために年度ごとに計画に位置づけた個別施設の対策実施事項に対し、所管課と当課との情報共有や必要に応じた助言等を行う体制を構築しております。

続く６ページをご覧ください。公共施設再編計画のPDCAサイクルとなります。このページでは、計画の年間サイクルを示しております。本日はプランに当たる令和７年度の計画とチェックに当たる令和６年度取組状況について次ページ以降で説明いたします。

8ページをご覧ください。説明事項2点目となります公共施設再編計画の基本方針についてです。現行の計画では、財政負担の軽減と公共施設の適正配置を進めるため、2021年から2036年の16年間の取組として、9つの基本方針を設定しております。

次の9ページでは、それぞれの基本方針の取組状況について記載しております。主なものといたしましては、消防拠点スケジュールにおける南部と北部の入替え、宮山出張所の整備事業者の決定、学校給食センターの整備完了、さむかわ庭球場の整備完了、学校適正化案の最終的な結論、続く10ページでは、健康福祉の集約施設の白紙化、健康管理センターの代替施設の整備事業者の決定などを記載しております。

次に、12ページをご覧ください。これより本資料の説明事項3点目となります令和6年度の取組状況についてです。令和6年度は、一之宮小学校の屋上の防水改修工事をはじめ計5つの対策を実施いたしました。

13ページをご覧ください。ここからが個別施設ごとの説明となります。それぞれ上段に、対策事項における契約金額と12月末時点での進捗率を記載しており、資料左側には、計画を策定した当時における計画額との増減理由、右側には、実施事項の概要を記載しております。まず最初に、一之宮小学校北棟の屋上防水修繕の設計です。契約額は、203万5,000円、進捗率は100%となっております。当初の計画では、実施予定がございましたため、計画額はございません。児童の学習環境や安全を確保するために精度の高い設計が必要であるとし、詳細設計を実施したことで計画額との乖離が生じております。

下段の2点目となります各小学校体育館の屋根改修の設計です。契約額は、856万9,000円で、進捗率は100%となります。当初実施予定がなかったため計画額はございません。体育館は、学校としての利用に加え、災害時には避難所としての機能も備えていることから、安全を確保するために精度の高い設計が必要であるとし、詳細設計を実施したことで計画額との乖離が生じております。

次に、14ページをご覧ください。シンコースポーツ寒川アリーナ、寒川総合体育館における実施事項の説明となります。総合体育館では、施設内における各施設の自動化、監視、記録などの機能を搭載した中央監視システムと館内の空調を管理する際に使用する空調システムである吸収式冷温水発生機の2つについての機器リースを行っております。リース期間、契約金額、令和6年度の支払金額については、資料記載のとおりとなっております。

続きまして、資料15ページをご覧ください。美化センター機器の定期修繕です。契約額は、4,862万7,128円となっております。し尿処理施設の運転制御システムであるDCSシステムの点検整備工事は、進捗率が80%、スクリープンプの整備工事は、進捗状況は47%、その他の機器に関する修繕の進捗状況は平均80%となっております。旧部品の供給停止に伴い部品交換から機器の更新へ内容が変更されたこと、また計画策定時に比べて物価高騰や人件費が上昇したことに伴い、計画額との乖離が生じております。

次に、16ページをご覧ください。宮山出張所北部地域の新たな消防拠点の整備です。契約額は、4億8,290万円となっております。こちらは令和5年度実施予定の南部地域の拠点整備を北部地域の消防拠点整備へ方針を入れ替えて取組を進めているため、計画額との乖離が生じております。実施事業としては、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行い、令和6年4月10日付で本契約を締結しております。

11月に準備工事が始まり、2月より本工事を開始しております。

続きまして、17ページをご覧ください。こちらは既に整備済みの公共施設の償還費に関する記載となります。寒川町営プール、さむかわテニスコート、寒川学校給食センターの3施設は、既に供用開始しており、令和6年度の償還額については記載のとおりとなっております。

以上が、令和6年度の対策実施事項の説明となります。

次に、資料は19ページをご覧ください。説明事項4点目となります再編計画改定版の基本方針についてです。令和7年度から令和18年度までの12年間における再編計画改定版の基本方針を記載しております。

続く20ページには、基本方針1から4までの概要を記載しており、続く21ページでは、基本方針5から7までの概要を記載しております。

次に、23ページをご覧ください。これより本資料の説明事項5点目となります令和7年度の対策実施計画概要についてとなります。令和7年度は、健康管理センター代替施設の建設をはじめ南部の消防拠点の整備までの計14の対策を実施事項として計画しております。

続く25ページをご覧ください。こちらからは、令和7年度中に予定している対策実施事項の計画額と取組予定の内容、スケジュールを記載しております。なお、記載の計画額につきましては、再編計画上の計画額であり、予算額ではありませんので、ご留意をお願いいたします。

それでは、初めに、健康管理センターにおける代替施設の整備についてです。公共施設再編計画上記載はございませんでしたが、施設の老朽化に伴い早急な対応を要するため、役場南部の土地に健康管理センター代替施設の整備を行っております。契約金額は、5億9,895万円です。令和6年度に公募型プロポーザル方式による事業者選定が行われ、12月に本契約を締結しております。令和7年度においては、5月頃から建物の施工が開始され、令和8年3月の竣工を予定しております。

続きまして、福祉活動センターにおける修繕と今後の施設の在り方についてです。公共施設再編計画福祉活動センターについては、施設の維持のために必要な対策を講じるとともに、様々な可能性を模索して施設の在り方の検討を行うとしていますが、具体的な動きにはつながっていないのが現状です。昨年度施設所管課において当該施設で運営する障害福祉サービス事業所を指定管理者の自主事業という位置づけに整理し、行政財産の使用申請を受け、使用料を徴収することとなりました。令和7年度については、トイレをウオシュレット化するなどトイレの更新作業を行いながら、引き続き他自治体の類似施設の管理状況を調査するなど、在り方の検討を続けてまいります。計画額については、772万2,000円となっており、トイレの更新を、作業の実施時期は現時点では未定となっております。

続くふれあいセンターにおける施設の修繕です。古くなりました自動火災報知機設備の更新を行います。計画額については、265万1,000円となっており、第2四半期までの更新を予定しております。

26ページをご覧ください。各小学校体育館における機能維持の対策となります。学校施設については、学校適正化B案のスケジュールに基づき再編は進めますが、施設の更新や除却までには期間を要しますことから、必要に応じて機能維持の対策を講じることとしております。そのため令和6年度に詳細設計を行った小学校5校の体育館の屋根の修繕を実施します。各学校の計画額については、資料の記載のとおりで、第3四半期までの改修を予定しております。

続く27ページをご覧ください。一之宮小学校における機能維持の対策です。令和6年度に実施した詳細設計に基づき北棟屋上の防水改修工事を実施します。計画額については、3,998万5,000円となっており、第3四半期までに実施を予定しております。

続く各中学校体育館における機能維持の対策です。令和8年度の実施に向けた各中学校の体育館の屋根修繕の詳細設計を行います。計画額については、662万2,000円となっており、第3四半期までに実施を予定しております。

続きまして、旭が丘中学校における機能維持の対策です。令和8年度の実施に向けた技術棟屋根修繕の詳細設計を行います。計画額については、213万4,000円となっており、第3四半期までの実施を予定しております。

続く28ページをご覧ください。総合体育館における計画的な修繕の実施です。総合体育館では、施設の計画的な修繕を行っており、令和7年度には直流電源装置の修繕工事と弓道場の人工芝の張替工事を予定しております。計画額については、資料に記載のとおりで、第2四半期から第4四半期にかけて修繕工事の実施を予定しております。

次ページには、令和6年度の取組事項でも説明いたしましたリース契約の機器を掲載しております。令和7年度には、新たに吸収式冷温水発生機で発生させた温水や冷水を各階の熱交換機、空調機械へ送るためのポンプのリース契約を予定しております。計画額については、記載のとおりとなっております。

30ページをご覧ください。役場庁舎における機能維持を目的とした修繕の実施となります。令和7年度には、機能維持を目的とした修繕を3つ予定しております。1つ目は、庁舎蛍光灯のLED化となります。蛍光灯輸出入及び製造禁止を受け、庁舎内の蛍光灯全てをLED化する工事を実施します。2つ目の全熱交換器系統空調機の修繕に向けた設計と3つ目の電話設備更新工事に向けた設計については、どちらも設備の劣化に伴い実施するもので、令和8年度の工事実施に向けて設計を行う予定です。計画額については記載のとおりで、全て第2四半期から第4四半期での実施を予定しております。

31ページをご覧ください。美化センターの機器の修繕です。美化センターは、令和14年度より2市1町での広域処理を開始する方針であることから、それまでの間は計画的な修繕を実施し、適正な処理を継続することとしております。令和7年度については、定期修繕のほかし尿処理施設の運転制御システムであるDCSシステムの更新工事や、令和8年度に予定されている受変電設備工事の設計を実施いたします。計画額については、記載のとおりとなっています。

32ページをご覧ください。茅ヶ崎市消防署宮山出張所の整備です。公募型プロポーザル方式により事業者が決定し、令和6年4月に契約締結した宮山出張所については、令和8年の供用開始に向けて整備を進めており、今年度中に工事が竣工し、建物の引渡しが行われる予定です。また、それまでの間消防署の管理運営に伴う消耗品や備品などの購入を行っていく予定です。計画額については、4億3,437万7,000円となっております。

続きまして、10の茅ヶ崎市消防署寒川分署の整備です。寒川分署については、令和13年度の供用開始を目途に整備することとしており、令和7年度については、建設用地の調査を実施することとしております。計画額については、300万円となっており、用地調査に基づき行われる不動産鑑定や測量、分筆などの費用を見込んでおります。

続く33ページをご覧ください。こちらは既に整備済みの公共施設の償還費に関する説明となります。
3つの施設の令和7年度の償還額については、記載のとおりとなっています。

以上が、令和7年度の対策実施の計画概要となります。

続きまして、35ページをご覧ください。本資料の説明事項6点目となります公共施設再編計画の改定方式であります。こちらのスケジュールは、令和7年度改定に向けたアクションと次期改定に当たる令和11年度改定に向けたフローを示したものとなります。令和7年度の改定で学校適正化B案という方針を進めることとなりましたため、令和11年度改定までのアクションについては、学校適正化B案に基づき施設の複合化、多機能化案などの検討、既存施設機能の検証と整理を進め、公共施設の具体的な再編に向け実行段階に動いていく段階と捉えております。

続く36ページをご覧ください。令和11年度改定に向けたアクションとなります。学校適正化B案に基づき公共施設の再編、複合化、多機能化についての検討を進めることとなります。そのため再編計画での検討事項となっているものにつきましては、中長期的な視点を持って実現可能性を高くするために庁内で横断的なチーム、ワーキンググループを編成し、検討を進めていくべきと考えております。そのため各ワーキンググループについては、施設所管課が座長となり、検討を進め、その検討結果をもって令和11年度の改定内容に盛り込んでいく予定としております。

以上が、寒川町公共施設等総合管理計画の進捗状況に関する説明となります。今後につきましても、施設所管課と再編計画を所管しております財産管理課、来年度以降は資産経営課となりますが、密に連携しつつPDCAサイクルを確実に実行するとともに、町民ニーズにマッチさせた時代に見合った公共施設を維持管理・運営していきたいと考えております。また、併せましてこれまでと同様定例的に議会に報告、共有を図るとともに、皆様のご意見、ご提言をいただきながら本計画を進めてまいりたいと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

私からの報告、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、橋本副委員長。

【橋本副委員長】 1点だけお聞きいたします。36分の24ページに福祉活動センターがあります。こちらはスケジュールで実施時期未定となっております。なぜそうなっているのかお聞きいたします。

【横手委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 この資料をつくる段階で福祉課とヒアリングをしたんですが、現時点では未定ということでしたので、それより1か月ぐらいたっておりますので、現段階では方向が決まっているのかもしれませんが、当課ではまだ把握しておりません。そういう状態になっております。

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、案件4、その他であります。委員の皆様から何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 事務局からは何かありますか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、ないようなので、以上で全ての案件が終了いたしました。

これをもちまして、公共施設再編整備対策特別委員会を終了いたしますが、最後に副委員長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【橋本副委員長】 以上で、公共施設再編整備対策特別委員会を終了といたします。お疲れさまでした。

午後1時57分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 7年 6月 3日

委員長 横手 旭